

熱中症を予防しよう

eオアシスを開設します

熱中症予防のため、冷房の効いた公共施設の一部を eオアシス（一時休憩所）として開放します。
 時 9月30日(土)まで
 各施設の業務時間内
 場 市役所本館・新館・東庁舎、各支所、コミュニティセンター、図書館、保健センター、八日市文化芸術会館、てんびんの里文化学習センター、福

社センターハートピア
 ※eオアシスの「e」は、東近江（East-omi）と緊急（Emergency）避難（Evacuation）の頭文字。砂漠のオアシスのように、市の施設を休憩所として開放する取組です。

問 健康推進課
 IP 050・5801・5646
 FAX 0748・24・1052



子どもたちの成長のために

やまの子キャンプ ボランティアスタッフを募集

市内の小中学生を対象に夏休みに実施する「東近江やまの子キャンプ」で、子どもたちの活動を補助するボランティアスタッフを募集します。
 時 8月5日(土)から10日(木)までの6日間
 ※各日とも9:00~17:00
 ※1日単位で申し込んでください。
 場 愛郷の森キャンプ場（和南町）
 対 高校生以上で野外活動に興味があり、心身ともに健康な人
 ※子どもが好きな人大歓迎。経験や資格は不問

■内容 イワナ焼き、活動写真撮影、子どもたちの安全管理など
 申 7月21日(金)まで
 申 問 生涯学習課
 IP 050-5801-5672
 FAX 0748-24-1375



空家の新たな利活用

空家等の可能性を生み出すモデル事業を募集

空家などの新たな活用方法の提案を募集し、優れた提案に対して実現に必要な経費の一部を助成します。

■対象事業 自治会やまちづくり協議会、市民活動団体などが取り組む事業で、空家などの活用を通じて、地域の活性化が図られるなど公益性があり、新たなまちづくりのきっかけとなりうる事業

■対象事業 予算の範囲内で若干数

（モデル事業審査会で決定します。）

■助成額 補助対象となる改修費用の3分の2（最大500万円）を助成します。

申 8月18日(金)まで
 申 問 住宅課
 IP 050・5801・5691
 FAX 0748・24・5578



空家を適正に管理していますか

空家の適正管理は所有者の責任です!

これからの季節は、草木が急速に成長するため、定期的に立木の伐採や除草をするなど、所有者による適正な空家の管理が必要です。

管理不全が原因で近隣家屋などが破損した場合、所有者は、損害賠償責任を負わなければならない可能性があります。

草木の繁茂に要注意!



近所や通行の迷惑になります

草木が繁茂すると、隣地や道路へ突出するなど、大変危険です。また、折れた枝などで、近隣住民が負傷したり車が破損したりする可能性があります。

ゴミの不法投棄や不審火による被害

空家が管理されていないと、ゴミが不法投棄されやすくなります。また、燃えやすいものが増えるため、火事が起こる危険性も高まります。

問 住宅課 IP 050-5801-5691 FAX 0748-24-5578

定住移住のための住まいを応援

申 問 住宅課 IP 050-5801-5652 FAX 0748-24-5578

住宅取得に関する補助金のお知らせ

令和5年4月1日以降に新築住宅または中古住宅を取得する場合に取得費の一部を補助します（現金または市が発行する地域商品券）。
 ※①～③それぞれに補助対象要件があります。詳しくは、住宅課まで問い合わせてください。

1 市民子育て住宅取得事業

上限20万円

（補助率5分の1/地域商品券）

◆対象・条件

- *令和5年1月1日時点で市内に住居登録があり、引き続き市内に住居している40歳未満の人
- *中学生以下の子どもと同居する人

2 Uターン者住宅取得事業

上限20万円

（補助率5分の1/地域商品券）

◆対象・条件

- *令和5年1月1日時点で市外に住居登録がある人
- *過去に市内に住居していた人または父母もしくは祖父母が市内に住居している人（義父母・義祖父母も可）

3 市民結婚新生活支援事業

29歳以下

上限60万円

30~39歳

上限30万円

（補助率10分の10/現金）

◆対象・条件

- *交付申請時に夫婦のいずれかが市内に住居登録があること。
- *令和5年3月1日以降に婚姻届が受理され、婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
- *世帯所得が500万円未満であること。

申請は忘れずに

セーフティネット資金等

利子補給制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少し、「セーフティネット保証（4号・5号）」、「危機関連保証」を利用して借り入れた資金の利息相当額を助成します。

■対象資金 令和2年5月31日までに借り入れた資金

■対象者 市内に住居登録が1年以上ある個人

■申請は忘れずに

人または本市に事業所の登記が1年以上ある法人

■補給期間 融資を受けた日から36カ月以内

■補給率 令和5年1月1日から5月31日までに支払った利子のうち、1パーセント相当額

■申込み方法 7月21日(金)までに、商工労政課に申請に必要な書類を提出してください。

申 問 商工労政課
 IP 050・5802・9540
 FAX 0748・23・8292

物価高騰に対する子育て支援

子育て世帯生活支援特別給付金

食糧品などの物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯への生活支援として、特別給付金を給付します。
 ※今年度子育て世帯生活支援特別給付金を受給済みの世帯は対象外です。

■対象者

平成17年4月2日以降（特別児童扶養手当対象児童の場合は、平成15年4月2日以降）に出生した児童を養育している世帯で、物価高騰の影響により、令和5年1月以降の収入が減少し、家計が急変している人
 ※詳しくは、市ホームページを確認してください。



市ホームページ（ひとり親世帯分）



市ホームページ（ひとり親世帯以外分）

- 給付額 児童1人につき5万円
 - 受付期限 令和6年2月29日(木)まで
 - 受付場所 こども政策課または各支所
- 申 問 こども政策課
 IP 050-5801-5643 FAX 0748-23-7501

楽しくボランティア

サマーホリデー事業
ボランティア募集

特別支援学校(学級)に通う子どもたちが、夏休みに友達や地域の人々と楽しく過ごすための事業です。子どもたちを見守りながら、プールや工作などで一緒に遊んでいただける人を募集します。

時 7月21日(金)から8月25日(金)までの間で、土・日曜日、祝日などを除く15日間(各日とも9:30~15:30)

※1日単位でも参加できます。

場 野口町自治会館、五個荘コミュニティセンター、水車野園(乙女浜町)、せせらぎ(市子川原町)



問 東近江市社会福祉協議会
IP050-5801-1125
FAX0748-20-0535

将来への橋渡し 国民年金

保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予制度があります

国民年金保険料の納付は、国民の義務ですが、経済的に納付が困難な場合には、納付を「免除」または「猶予」される制度があります。
※所得など一定の要件があり、申請をして承認を受ける必要があります。

令和5年7月分から令和6年6月分までの免除・猶予申請は、本年7月から手続ができます。

なお、免除・猶予・学生特例は、申請日から2年1ヵ月前までさかのぼって手続ができます。

納付免除 本人や配偶者、世帯主の前年所得

また各支所

問 保険年金課
IP050・5801・5631
FAX0748・24・5576

納付猶予 50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、納付が猶予されます。

学生の特例 本人の前年所得が一定基準以下の学生は、納付が猶予されます。猶予の継続を希望する場合は、毎年4月以降に必ず申請してください。

が一定基準以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

なお、一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)された人は、免除後の保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

納付猶予 50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、納付が猶予されます。

問 保険料課
IP050・5801・5632
FAX0748・24・5576

熱中症に注意しよう

熱中症の症状
めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、こむら返り、大量の汗など

こまめに水分補給
のどが渇く前に水分補給することが大切です。

涼しい場所で過ごそう
扇風機やエアコンで温度を調整しましょう。



問 健康推進課 IP050-5801-5646 FAX0748-24-1052

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療 保険料決定通知書を7月中旬に郵送します

令和5年度の保険料は、令和4年中の所得に基づいて計算しています。「特別徴収」の欄に金額が記載されている場合は、その金額が公的年金から引き落とされます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されている場合は、納付書または口座振替による納付となります。

問 保険料課
IP050・5801・5632
FAX0748・24・5576

新しい被保険者証を7月中旬に郵送します

8月1日(火)から新しくなる「後期高齢者医療被保険者証」(びわ色)を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。



限度額認定証を更新します

医療機関で入院時や高額な外来診療を受けるときに限度額認定証を提示すると、支払い額の上限が限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。対象となる人は、令和5年度市県民税が世帯全員非課税の人および一定所得以下の人です。現在、認定証をお持ちで、8月以降も該当する人には、新しい被保険者証と合わせて郵送します。(手続不要)



対象となる人で限度額認定証がない人は、申請してください。
問 保険年金課
IP050・5801・5631
FAX0748・24・5576

1年間よろしくお祈りします

令和5年度の役員が決定しました



東近江市自治会連合会

会長 羽泉 博史(八日市地区)
副会長 山田 善広(御園地区)
三輪 幸太郎(能登川地区)

各地区の自治会連合会の会長は、以下のとおりです。(敬称略)

氏名	地区	氏名	地区
海外 剛	平田	谷 正和	市 辺
前川 利弘	玉 緒	山田 善広	御 園
福井 好信	建 部	植木 新次	中 野
羽泉 博史	八日市	小椋 道博	南 部
小西 伊三雄	永源寺	市田 雄三	五個荘
石森 文和	愛 東	國領 義昭	湖 東
三輪 幸太郎	能登川	奥田 守	蒲 生

問 まちづくり協働課
IP050-5801-5623 FAX0748-24-5560

東近江市人権のまちづくり協議会

会長 河村 栄一(五個荘地区)
副会長 井上 均(蒲生地区)
小林 泉(湖東地区)

各地区の人権のまちづくり協議会の会長は、以下のとおりです。(敬称略)

氏名	地区	氏名	地区
松本 敏生	平田	辻 善英	市 辺
武村 勝正	玉 緒	新谷 俊和	御 園
大谷 直之	建 部	深田 正則	中 野
野瀬 信弘	八日市	石山 典正	南 部
平木 秀樹	永源寺	河村 栄一	五個荘
岡田 米陽	愛 東	小林 泉	湖 東
奥村 和彦	能登川	井上 均	蒲 生

問 生涯学習課
IP050-5801-5672 FAX0748-24-1375

良い出会いがありますように

近江愛パーティー2023

東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町が連携した
婚活イベント



日時 9月10日(日)13:00
(12:30受付開始)

場所 ホテルニューオウミ
(近江八幡市鷹飼町1481番地)

募集人数 男性20人 女性20人

※8月27日(日)に開催する事前講習会に参加可能な人を優先します。

費用 2,000円(軽食・ドリンク代)
※酒類の提供はありません。

申込み 7月3日(月)~8月4日(金)

申込用紙に必要事項を記入の上、ファクス・メールのいずれかで申し込んでください。

※詳しい内容は、右記の二次元コードを確認してください。申込みはこちら



問合せ

企画課
IP050-5801-5610 FAX0748-24-1457
メール kikaku@city.higashiomi.lg.jp